

事 務 連 絡  
平成25年6月18日

各都道府県・各指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公立大学事務局  
各国公立高等専門学校事務局 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課

#### 学校で発生した製品事故に関する情報提供について

このたび、消費者庁及び経済産業省より、別紙「学校で発生した製品事故に関する情報提供について」により、情報提供がありましたのでお知らせします。

今回の情報提供は、平成24年に学校内で発生した製品事故で原因究明が終了した事案についてであり（別添1）、「学校での製品事故を防ぐために」として注意喚起用チラシが添付されています（別添2）。

については、各学校（専修学校・各種学校を含む）において事故の予防に役立てることができるよう、周知願います。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課にあつては、所管の私立学校に対して、周知いただくようお願いいたします。

#### 【問い合わせ】

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課学校安全係

tel : 03-5253-4111(内線2917)

fax : 03-6734-3794

平成25年6月18日

文部科学省スポーツ・青少年局  
学校健康教育課長 殿

消費者庁消費者安全課長



経済産業省商務流通保安グループ  
製品安全課長



### 学校で発生した製品事故に関する情報提供について

消費生活用製品安全法を共管する消費者庁及び経済産業省は、製品事故の再発防止のために、注意喚起等に協力して取り組んでいます。

これまで、学校内で発生した製品事故については、消費者庁及び経済産業省から貴省に対して情報提供を行ってきたところですが、その後も学校内で発生した製品事故は依然として多く見受けられます。

今般、昨年（平成24年）に報告があった製品事故について原因究明が終了し、その結果を踏まえて特に注意いただきたい事項につき貴省に情報提供を行いますので、貴省から全国の自治体・関係機関に向けて通知いただき、製品事故の未然防止に役立てていただきますようお願いいたします。

別添1：学校で発生した製品事故（平成24年）

別添2：注意喚起ちらし「学校での製品事故を防ぐために」

参考：過去の注意喚起ちらし「学校での製品事故を防ぐために」

（平成24年5月、平成23年6月、平成22年7月）

<http://www.nite.go.jp/jiko/dvdhandbook/index.html>

## 学校で発生した製品事故(平成24年)

製品名	事故発生年月日	事故発生都道府県	事故発生場所	事故内容	事故原因	注意すべき事項/再発防止措置
バレーボール支柱用ネット巻器	平成24年1月5日	福岡県	高等学校の体育館	高等学校の体育館で当該製品を使用して支柱(バレーボール用)にネットを張っていたところ、当該製品が突然上方に引っ張られ、側にいた生徒が負傷した。	調査の結果、当該製品は、バレーボール用支柱に4本のボルトによって締め付けて固定する構造であり、当該製品のボルトの締め付け力が緩かったため、ネットの張力により上方に移動して事故に至ったものと考えられる。	当該製品の取り付けの際には、付属のバンドやボルトを使用して支柱にしっかりと固定させてください。また、ボルトは1本に締め込みが片寄らないように均等にしっかりと締め付けてください。
ガスレンジ	平成24年3月23日	宮城県	中学校の家庭科室	中学校の家庭科室のガスレンジからガスが漏洩した。	調査の結果、当該製品は約25年間の長期使用により、ガスレンジの器具栓が閉まりにくくなっていたため、ノズルからガスが漏れたものと考えられる。	ガス機器の長期使用による部品の劣化により、ガス漏れや引火による火災事故が発生しています。使用に際してガス臭い等の異常があった場合は、直ちに使用を中止し、販売店に相談して点検を受けましょう。 東京ガス保安整備点検のお知らせ → <a href="http://home.tokyo-gas.co.jp/userguide/anzen/tg/teiki_tenken.html">http://home.tokyo-gas.co.jp/userguide/anzen/tg/teiki_tenken.html</a>
ノートパソコン	平成24年4月20日	大阪府	大学の教室	大学の授業中に当該製品を使用していたところ、通風孔から出る熱で肘に火傷を負った。	調査の結果、当該製品の冷却ファンの通風孔に長時間肘を接触させていたことから、排気の熱により「低温やけど」に至ったものと考えられる。	温かいと感じる程度の温度でも、長時間にわたって同じところの皮膚に触れていると、皮膚温度が上がり、皮下の細胞組織などが壊死するために「低温やけど」になります。 パソコンを使用する際には、冷却ファンの排気熱が出る通風孔に長時間体を接触させないようにしましょう。違和感や熱いと感じたら直ちに使用を中止しましょう。低温火傷は暖房器具だけでなく、パソコン、携帯電話、スマートフォンでも発症する可能性があります。十分に注意しましょう。
デスクマット	平成24年6月1日	岩手県	大学の事務室	大学の事務室で当該製品を使用していたところ、身体とマットとの接触部分に皮膚炎を発症した。	調査の結果、当該製品には皮膚感作性物質である有機抗菌剤(ピリジン系)が含有されていたことから、このピリジン系有機抗菌剤との断続的な接触により、アレルギー性皮膚炎を発症したものと考えられる。	当該製品は、平成18年10月11日から、販売事業者(コクヨS&T株式会社)により、製品の回収・交換が実施されている製品です。 → <a href="http://www.kokuyo.co.jp/info/20100824.html">http://www.kokuyo.co.jp/info/20100824.html</a> 使用者の方は、直ちに使用を中止するとともに、事業者に連絡して製品の回収・交換を受けましょう。 コクヨS&T株式会社は、注意喚起、製品の回収・交換を実施するため、これまでに新聞及びホームページに社告を掲載するとともに、Web公告、一般雑誌広告及び医師会関連雑誌の広告などにお知らせを掲載しています。 厚生労働省においても、当該製品の注意喚起を行っています。 → <a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/06/h0601-4.html">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/06/h0601-4.html</a>
ガス栓	平成24年7月11日	東京都	中学校の家庭科室	中学校の家庭科室でガスこんろを使用して調理実習中、2口ガス栓の未使用側のガス栓キャップが溶解し、ガスホースの一部が焦げた。	調査の結果、使用者が2口ガス栓の未使用側を誤って解放したため、装着されていたキャップのすき間からヒューズ機構が作動しない程度のガスが漏洩し、ガスこんろの火に引火したものと考えられる。	ガス機器が接続されていない側のガス栓を誤って開いたことによる、ガス漏れや引火による火災事故が発生しています。使用していないガス栓のつまみには、閉栓カバーや誤操作防止キャップをしっかりと取り付けてください。 ガス石油機器工業会の注意喚起 → <a href="http://www.jgka.or.jp/consumer/gasu-riyou/anzen-gasu/gassen/index.html#03">http://www.jgka.or.jp/consumer/gasu-riyou/anzen-gasu/gassen/index.html#03</a>
水槽用サーモスタット付ヒーター	平成24年7月14日	福岡県	高等学校の教室	高等学校の教室に置かれていた水槽及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、当該製品を通电したままヒーター部を水槽の外に出していたため、ヒーター部に接触していた可燃物が溶け、出火に至ったものと考えられる。	ヒーター管を水中から空気中に出した場合、空だき防止機能が付いていても、装置が作動するまでヒーター管は過熱状態になり危険です。水の交換時などは、電源プラグをコンセントから抜くようにしましょう。 また、水槽用の照明器具に付属しているコンセントからの発火事故も起きています。水の交換などの際に、コンセント付近に水がかからないように注意しましょう。 NITEミニポスター → <a href="http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0060.pdf">http://www.nite.go.jp/jiko/poster/data/0060.pdf</a>

## 注意！学校の中にも危険が潜んでいます

### ガスレンジからガスもれ

**事例** 中学校の家庭科室

ガスレンジからガスがもれた。  
(2012年3月 宮城県)

**原因**

約25年間の長期使用により、  
ガスレンジの器具栓が閉まりにくくなっていたため、ガスがもれたものです。



ガス機器の長期使用による部品の劣化で、ガスもれや引火等の火災事故が発生しています。ガス臭い等の異常があった場合は、直ちに使用を中止し、販売店に相談して点検を受けましょう。



### デスクマットで皮膚炎

**事例** 大学の事務室

デスクマットを使用していたら、腕に皮膚炎を発生した。  
(2012年6月 岩手県)

**原因**

この抗菌デスクマットは、  
使用者の体質によってはアレルギー性接触皮膚炎を発生する可能性があるため、事業者は回収を行っています。



コクヨS&T(株)は、製品の回収・交換を呼びかけています(下記)。該当製品の場合、直ちに事業者ご連絡してください。

<http://www.kokuyo.co.jp/info/20100824.html>



### ガス栓キャップが焦げた

**事例** 中学校の家庭科室

調理実習中、ガスこんろの2口ガス栓の未使用側のガス栓キャップが溶け、ガスホースの一部が焦げた。(2012年7月 東京都)

**原因**

未使用側を誤って開いたため、キャップのすき間からヒューズ機構が作動しない程度のガスがもれ、ガスこんろの火に引火したものです。



ガス機器が接続されていない側のガス栓を誤って開いたことが原因の火災事故が発生しています。使用していないガス栓のつまみには、閉栓カバーや誤操作防止キャップをしっかりと取り付けてください。



### ノートパソコンで低温やけど

**事例** 大学の教室

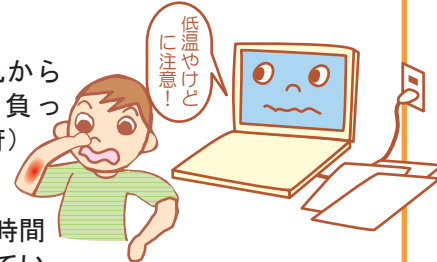
ノートパソコンの通風孔から出る熱で腕にやけどを負った。(2012年4月 大阪府)

**原因**

冷却ファンの通風孔に長時間にわたって腕を触れさせていたため、排気熱で「低温やけど」に至ったものです。



温かいと感じる程度の温度でも、長時間にわたって皮膚の同じところに触れていると「低温やけど」になります。パソコン、携帯電話、スマートフォンなどでも発症することがあります。



### 水槽の周辺から出火

**事例** 高等学校の教室

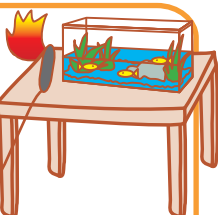
教室に置いていた水槽とその周辺を焼く火災が発生した。  
(2012年7月 福岡県)

**原因**

清掃の際、水槽用サーモスタット付きヒーターを通電したまま、ヒーター一部を水槽の外に出していたため、ヒーター一部に接触していた可燃物が溶け、出火したものです。



ヒーター管を空気中に出した場合、空だき防止機能が付いていても、装置が作動するまで過熱状態になって危険です。水の交換時などは、電源プラグをコンセントから抜くようにしましょう。



### ネット巻器でけが

**事例** 高等学校の体育館

バレーボール支柱用ネット巻器でネットを張っていたところ、巻器が突然上に引っ張られ、そばにいた生徒が負傷した。(2012年1月 福岡県)

**原因**

ボルトの締めかたが緩かったため、ネットの張力により巻器が上方に引っ張られたものです。



ネットの取り付けは、付属のバンドやボルトで支柱にしっかりと固定してください。また、ボルトは1本に締め込みが片寄らないように均等にしてください。



⚠ このマークは、取り扱いを誤った場合、重篤な被害を負うことが予想されますので注意をお願いします。

消費者ホットライン(製品事故を含む消費生活相談を受け付けています)

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを!  
0570-064-370